

電気工事事業者のみなさまへ

## 液石法施行規則の一部改正のご連絡ならびに電化工事の実施にかかる 契約トラブルの防止（再徹底）について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、弊社事業に格別の御高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

昨年以降、日頃から弊社事業の柱として取り組んでいるオール電化推進にあたり、電化工事に伴い、電気工事実施者が液化石油ガス（以下、「L P ガス」という。）を供給している設備を L P ガス販売事業者が無断で撤去する事例が過去にあったことから、経済産業省の要請により、当社から L P ガスの保安の確保および契約トラブルが回避されるよう注意喚起を実施して参りました。

以降、無断で撤去される事象が発生したことを受けて、液石法の施行規則が一部改正（平成 19 年 7 月 27 日施行）されたため、経済産業省より改正に伴う内容周知依頼が、電気事業連合会を通じて当社にありました。

この依頼を受けて、弊社といたしましてもグループ会社をはじめ、弊社オール電化事業にご協力を賜る電気工事事業者様などへ、一部改正内容の周知ならびに契約トラブルの回避について厳守いただくよう広く再周知させていただいております。

### < 一部改正に関する周知内容 >

供給設備等について、修理するだけでなく取り外す場合についても技術上の基準に適合していなければならないものとする。（第 18 条第 8 の 2 号、第 19 条第 7 号及び第 44 号第 1 号関係）

供給設備等に係る各設備から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講じなければならないものとする。

硬質管を切断し、若しくは取り外しのための硬質管を切断する作業等を、液化石油ガス設備士でなければ従事できない特定液化石油ガス設備工事（液化石油ガス設備士に限定する）として規定する。

（第 108 条及び第 111 条関係）

本改正以降、硬質管取り外し、撤去等を実施した場合、罰金等（30 万円以下）が科せられる。

### < 再周知内容 >

- 電化機器設置工事等に関連して L P ガス販売事業者が所有する供給設備の撤去等が必要になった場合、お客さまから依頼されたとしても、L P ガス販売事業者が無断で撤去することは絶対に行わず、契約の当事者であるお客さまから契約している事業者に依頼をしていただくなど、ご対応ください。

#### （保安上の問題点）

- ・ L P ガスは高圧かつ可燃性のガスであり、取扱いによっては甚大な災害を引き起こす蓋然性がある。

#### （契約上の問題点）

- ・ 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」においては、L P ガス販売事業者には消費者からの供給契約解除の申し出があった場合、自らが所有する供給設備を遅滞なく撤去する義務が課せられている。
- ・ 第三者が無断で供給設備を撤去することは、消費者から依頼された場合であっても解約時の清算条件に係わる契約条項に違反する可能性があり、契約の当事者である消費者が契約違反として損害賠償請求を受けるリスクがある。

以 上